令和６年度人事行政の運営等の状況

「鶴ヶ島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営等の状況について公表します。

１　職員の任免及び職員数の状況

（１）採用の状況（令和６年度）

職　種	男性	女性	合計
事　務	８人	８人	１６人
土　木	２人	０人	２人
建　築	１人	１人	２人
福　祉	１人	０人	１人
保育士	０人	１人	１人
合　計	１２人	１０人	２２人

（２）再任用の状況（令和６年度）

職　種	採用人数	備　考
一般事務職	１１人	短時間勤務職員１１人
技能労務職	２人	短時間勤務職員　２人

（３）職位別任用状況

標準的な職名	部長	課長	主幹	合計
職員数 （令和７年３月３１日）	１１人 （２人）	３５人 （３人）	５８人 （１９人）	１０４人 （２４人）
うち昇任者数 （令和６年度）	０人 （０人）	２人 （１人）	７人 （４人）	９人 （５人）

※（　）内は、うち女性職員の人数です。

（４）退職の状況（令和６年度）

事　由	男性	女性	合計
定年退職	４人	０人	４人
勧奨退職	５人	８人	１３人
普通退職等	６人	３人	９人
合計	１５人	１１人	２６人

（５）部門別職員数の状況（各年４月１日現在）

区　分		職員数		対前年
部　門		令和７年	令和６年	増減数
一般行政部門	議　会	５	５	０
	総　務	１１１	１０６	５
	税　務	２７	２８	△１
	民　生	９８	９８	０
	衛　生	２７	２７	０
	労　働	１	１	０
	農林水産	６	７	△１
	商　工	５	５	０
	土　木	４０	４１	△１
	小　計	３２０	３１８	２
特別行政部門	教　育	３９	３９	０
	小　計	３９	３９	０
普通会計　計		３５９	３５７	２
公営企業等会計部門	国保事業その他	２１	２１	０
	小　計	２１	２１	０
合　計		３８０	３７８	２

※職員数は、一般職に属する職員数であり、派遣職員を含み、再任用職員（短時間）、会計年度任用職員を除いています。

２　人事評価の状況（令和６年度）

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価「能力評価」と業績を把握した上で行われる勤務成績の評価「業績評価」を実施し、昇給及び人事異動等における参考資料の外、職員の人材育成において活用しています。

３　職員の給与の状況

（１）人件費の状況（令和６年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B／A）	（参考）5年度の人件費率
(R7.3.31現在)	千円	千円		
69,675人	26,900,157	3,926,234	14.6%	14.5%

※人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含みます。

※人件費率とは、歳出額に占める人件費の割合です。

（２）職員給与費の状況（令和６年度普通会計決算）

職員数（A）	給　与　費				１人当たりの給与費（B／A）
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
(R6.4.1現在) 357 人	千円 1,368,750	千円 356,455	千円 613,399	千円 2,338,604	千円 6,551

※職員手当には、退職手当が含まれていません。

※給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員が含まれていません。

（３）職員の平均給料月額と平均年齢（令和７年４月１日現在）

区　分	一般行政職	
	平均給料月額	平均年齢
鶴ヶ島市	321,639 円	40.8 歳
国	332,237 円	41.9 歳

（４）職員の初任給（給料月額）（令和７年４月１日現在）

区　分	一般行政職	
	大学卒	高校卒
鶴ヶ島市	225,600 円	201,000 円
国	220,000 円	188,000 円

（５）ラスパイレス指数（令和６年度）

区　分	一般行政職
鶴ヶ島市	98.4

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料水準を１００として比較したものです。

（６）一般行政職の級別職員数の状況（令和７年４月１日現在）

区　分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	計
標準的な職名	主事補	主事	主任	主査	主幹	課長	部長	
人数（人）	28	37	87	49	45	30	10	286
割合（%）	9.8	12.9	30.4	17.2	15.7	10.5	3.5	100

※鶴ヶ島市の給与条例に基づく給料表の級別区分による職員数です。

※一般行政職とは、税務職・福祉職・教育職・技能職などを除いた職種です。

（７）職員手当の状況（令和７年４月１日現在）

○期末・勤勉手当

	６月期	１２月期	合　計
期末手当	1.250（0.700）	1.250（0.700）	2.500（1.400）
勤勉手当	1.050（0.500）	1.050（0.500）	2.100（1.000）

※期末・勤勉手当には、職制上の段階、職務の等級による加算措置があります。

※（　　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○退職手当

	自己都合	定年・勧奨
勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続３０年	34.7355 月分	40.80375 月分
勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分

※鶴ヶ島市は埼玉県市町村総合事務組合に加入しており、支給率については同組合の条例に基づくものです。

○地域手当

給料、扶養手当及び管理職手当の総額の１０％

○特殊勤務手当

手当の名称	支給を受ける職員の範囲	支給単価
防疫作業手当	感染症等患者または感染症等の疑いのある患者の救護に従事した職員	日額 500 円
	感染症等が発生し、又は発生するおそれがある場合における感染症等の病原体の付着した物件又は付着している疑いがある物件の処理に従事した職員	
	感染症等の病原体を有する獣畜又は感染症等の病原体を有する疑いのある獣畜に対する防疫に従事した職員	
	人体に有害な薬品を使用して行う植物の防疫に従事した職員	
行旅病人等取扱手当	行旅病人又は身寄り若しくは引取人のいない病人の救護その他の市長が定める業務に従事した職員	1 回または 1 日 1,500 円
	行旅死亡人、変死人又は身寄り若しくは引取人のいない死亡人の収容その他市長が定める業務に従事した職員	1 回または 1 日 3,000 円

○扶養手当

支給要件	支給月額
配偶者	3,000 円
子	1 人につき 11,500 円
父母等	1 人につき 6,500 円
満 16 歳～22 歳の扶養親族に対する加算	1 人につき 5,000 円

○住居手当

支給要件	支給月額
自ら居住するため住宅を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員	家賃の額に応じて支給 （最高 28,000 円）

○通勤手当

支給要件	支給月額
交通機関利用者	運賃相当額（最高 55,000 円）
交通用具（自動車など）利用者 （２km 以上）	距離に応じた定額（最高 31,600 円）

○管理職手当

区　分	支給月額
部長級	70,000 円
課長級	52,000 円
主幹級	41,000 円

（８）特別職の報酬等の状況（令和７年４月１日現在）

区　分		給料月額等
給料	市長	873,000 円
	副市長	741,000 円
	教育長	694,000 円
報酬	議長	433,000 円
	副議長	379,000 円
	議員	355,000 円
期末手当	市長	4.60 月分
	副市長	
	教育長	
	議長	4.60 月分
	副議長	
	議員	

４　勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）勤務時間の概要（令和７年４月１日現在）

１週間当たりの勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間	週休日
38 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時から 13 時	日曜日・土曜日

※勤務場所により、上記と異なる場合があります。

（２）休暇制度の概要、種類等（令和７年４月１日現在）

年次有給休暇：１の年度につき最高２０日が付与され、翌年度に最高２０日を繰越すことができます。

病 気 休 暇：負傷または疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、その治療に専念させることを目的に設けられた有給休暇です。

特 別 休 暇：特別な事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。主な特別休暇は次のとおりです。

（主な特別休暇の内容）

内　容	日　数
出産の場合	出産予定日６週間（多胎妊娠の場合には１４週間）前から産後８週間を経過するまでの期間
妊娠中または出産後１年以内に母子保健法に規定する保健指導または健康診査を受ける場合	妊娠６月までは４週間に１回、妊娠７月から９月までは２週間に１回、妊娠１０月から出産までは１週間に１回
妻の出産の場合	３日の範囲内で必要と認める期間
生後１年に達しない子を育てる場合	１日２回それぞれ３０分間
妻の出産予定日の６週間前の日から出産の日以後１年を経過する日までの期間に小学校就学前の子を養育する場合	５日の範囲内で必要と認める期間
義務教育終了前の子を看護する場合	１の年度において５日（対象となる子が２人以上の場合は１０日）の範囲内で必要と認める期間
要介護者の介護等を行う場合	１の年度において５日（対象となる要介護者が２人以上の場合は１０日）の範囲内で必要と認める期間
結婚の場合	７日の範囲内で必要と認める期間
忌引の場合	（例）配偶者の場合　１０日、父母（血族）の場合　７日、子（血族）の場合　５日、伯叔父母の場合　１日
選挙権その他公民の権利を行使する場合	必要と認める期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他公署へ出頭する場合	必要と認める期間
不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において５日（当該通院等が体外受精その他の規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、１０日）の範囲内の期間

（３）年次有給休暇の取得状況

期　間	平均取得日数
令和６年４月１日～令和７年３月３１日	１３．２日
令和５年４月１日～令和６年３月３１日	１３．６日

（４）時間外勤務の状況（令和６年度）

職員１人当たりの 平均時間外勤務時間	１０．５時間

5　職員の休業に関する状況（令和６年度）

○育児休業等の取得状況

種　類	育児休業	部分休業
人　数	１５人	１８人

6　分限及び懲戒処分の状況（令和６年度）

（１）分限処分の状況

処分の種類	降任	免職	休職
人　数	１人	０人	１０人

（２）懲戒処分の状況

処分の種類	戒告	減給	停職	免職
人　数	０人	０人	０人	０人

7　職員の服務の状況

（１）職員の守るべき義務の概要

職員には、次のような服務上の義務があります。

○法令及び上司の命令に従う義務・・・地方公務員法第３２条
○信用失墜行為の禁止・・・・・・・・地方公務員法第３３条
○秘密を守る義務・・・・・・・・・・地方公務員法第３４条
○職務に専念する義務・・・・・・・・地方公務員法第３５条
○政治的行為の制限・・・・・・・・・地方公務員法第３６条
○争議行為等の禁止・・・・・・・・・地方公務員法第３７条
○営利企業等の従事制限・・・・・・・地方公務員法第３８条

（２）職務専念義務免除の状況

職務専念義務免除として承認した主なものは、人間ドックの受診やリフレッシュ休暇です。

8　退職管理の状況（令和６年度）

鶴ヶ島市職員の退職管理に関する規則の規定に基づき、退職した後に営利企業等に再就職した元職員が、職員に対して、職務上の行為をするように又はしないように要求・依頼することを禁止しています。

９　職員の研修の状況（令和６年度）

○研修の実施状況

区　分	内　容	修了者数
自主研修	（主な研修） 新規採用職員研修 法制執務研修 行政改革研修 メンタルヘルス研修 交通安全研修	５６２人
派遣研修	（主な派遣先） 西部五市町共同研修 彩の国さいたま人づくり広域連合 日本経営協会	１５５人

１０　職員の福祉及び利益の保護の状況

（１）福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第４３条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。

共済組合では、大きく分けて次の３つの事業を行っています。

事　業	内　容
短期給付事業	組合員である職員とその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業又は災害に対して必要な給付を行う事業です。
長期給付事業	職員の退職、障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行う事業です。
福祉事業	健康の保持増進や保養施設の運営等を行う事業です。

（２）福利厚生制度に係る負担状況（令和６年度）

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員と使用者である市の負担金によって賄われています。市の負担金率は法定されており、次のとおり負担金を支出しました。なお、本市には互助会がありませんので、その他の支出はありません。

共済組合の名称	負担金の額
埼玉県市町村職員共済組合	486,231,436 円

（３）公務災害の発生状況（令和６年度）

災害の種類	件　数
公務災害	２件
通勤災害	０件

１１　公平委員会の業務の状況

令和６年度における措置要求及び不服申立てはありませんでした。